

帰国届及び在留届記載事項の変更届

旅券法第16条の規定により、在リトアニア日本国大使館に提出済みの在留届について
下記のとおり変更がありますので連絡致します。

① 提出済み在留届の記載事項（現在登録している内容でご記入下さい。）

在留届筆頭人の氏名	ローマ字	姓	名
	漢 字		
登録した住所			
職 業		渡航目的	1. 業務 2. 就学 3. 永住 4. その他（ ）
生年月日（西暦）	年 月 日	旅券番号	

② 今回届け出する変更事項（該当するところに✓印をつけて下さい。）

□転居届	転居日	年 月 日	電話番号	FAX	
	E-mail			携帯電話	
	新住所				

□在留地緊急連絡先（所属勤務先、学校等）の変更

TEL

□家族の追記 到着日 年 月 日

続柄	名	生年月日	旅券	滞在予定
	ローマ字	年 月 日	番号	年 月
	漢字		発行日 年 月 日	
	有効期間 年 月 日			
	満了日			
	ローマ字	年 月 日	番号	年 月
	漢字		発行日 年 月 日	
	有効期間 年 月 日			
	満了日			
	ローマ字	年 月 日	番号	年 月
	漢字		発行日 年 月 日	
	有効期間 年 月 日			
	満了日			

□帰国・転出届

帰国・転出該当者

続柄	名	続柄	名	続柄	名

年 月 日、リトアニアから出国し、

□ 日本へ帰国します。

□ 国へ転出します。

在留届筆頭人のみが転出し、他の家族が残る場合は改めて在留届を提出して下さい。

□その他

送付先： EMBASSY OF JAPAN M.K.ČIURLIONIO 82B, LT-2600 VILNIUS, LITHUANIA
Fax: (370-5) 231-04-61